

# 京都修学旅行 1 day チケットに関する要綱

京 都 市 交 通 局

## 京都修学旅行 1 day チケットに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、観光都市・京都における修学旅行誘致の強化と京都市乗合自動車（以下「乗合自動車」という。）及び京都市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）の新規旅客誘致を一体的に行うこととして発行する修学旅行生を対象とした一日乗車券の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (乗車券の種類)

第2条 乗車券の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都修学旅行 1 day チケット
- (2) 京都修学旅行 1 day チケット【京阪電車拡大版】

2 乗車券の通用期間、乗車区間及び発売額は、以下のとおりとする。

乗車券の種類	通用期間	乗 車 区 間						額 (1枚につき)
		乗合 自動車	高速 鉄道	京都バス	京阪バス	西日本 ジェイア ルバス	京阪電車	
京都修学旅行 1 day チケット					山科営業所 及び洛南営 業所管内の 路線 (ただし、 京都比叡山 線、京都比 叡平線、高 規格幹線道 路及び地域 高規格道路 を通行する 路線、定期 観光線、小 金塚地域循 環バスを除く。)		—	700 円
京都修学旅行 1 day チケット 【京阪電車拡大版】	任意の 1 日	全線	全線	京都市均一 運賃区間及 び大原、野 村別れ、地 蔵谷を限度 とする範囲 内の路線 (ただし、 季節運行路 線を除く)	高雄京北線 (京都駅前 から梅ノ 尾)	京阪本線 出町柳・淀 間の各駅 宇治線 中書島・宇 治間の各駅 京津線 御陵・びわ 湖浜大津間 の各駅 石山坂本線 石山寺・坂 本比叡山口 間の各駅	1,000 円	

### (乗車券の使用方法)

第3条 乗車券を所持する旅客が、乗車券を高速鉄道において使用する場合は、乗車開始の際及び乗車を終了した際に、自動改札機による改札を受けなければならない。

2 乗車券を所持する旅客が、乗車券を乗合自動車において使用する場合は、運賃を支払う際、カードリーダーに乗車券を挿入しなければならない。ただし、使用時の日付が印字されている場合は、この限りではない。

### (乗車券の発売対象)

第4条 乗車券の発売対象は、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒及び教師等引率者で構成される団体で、学校行事としての修学旅行又はこれに準ずる旅行で京都

を訪れる者（以下「修学旅行団体」という。）とする。ただし、管理者が必要と認めるものについてはこの限りでない。

（乗車券の発売方法）

第5条 乗車券は、修学旅行団体の代表者又は修学旅行団体の委任を受けた旅行代理店等（以下「旅行主催者」という。）からの申込みに対し、修学旅行団体単位で一括して発売する。

（乗車券の様式）

第6条 乗車券の様式は、別記様式のとおりとする。

（乗車券の無効及び割増運賃）

第7条 次の各号の一に該当するときは、旅客の所持する乗車券は無効として回収し、乗車券発売額及びこれと同額の割増運賃を徴収する。

- (1) 使用資格を偽って乗車券を購入し、及び使用した場合
- (2) 乗車券をその使用条件に反して使用した場合
- (3) 乗車券をその通用期間後に使用した場合
- (4) 前各号のほか、乗車券を不正乗車の手段として使用した場合

2 前項の規定は、偽造し、又は偽造した乗車券を使用した場合について準用する。

（乗車券の払戻し）

第8条 旅行主催者は乗車券が未使用であるときに限り、これを乗車券の発売場所に提出して、既に支払った乗車券代金の払戻しを請求することができる。

（補則）

第9条 前各条に定めるもののほか、乗車券の発行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成 31 年 3 月 16 日から施行する。

## 附 則

この改正した要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正した要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別記様式（第6条関係）

### 1 京都修学旅行1dayチケット

(表面)



(裏面)

#### 京都修学旅行1dayチケット

- 券面表示の有効日に限り、以下の区間で回数に制限なくご利用いただけます。  
京都市バス：全線  
京都バス：京都市均一運賃区間と大原エリア（ただし、季節運行路線は除く）  
京阪バス：山科・龍醜エリア及び京都市内中心部の路線（定期観光バス・京都比叡山線等一部路線を除く）  
西日本JRバス：高雄系北線（京都駅前～梅ノ尾）
- バス均一運賃区間では運賃支払い時に、整理券車内に乗車時と降車時に読み機にカードを通して下さい。最初に京阪バス又は西日本JRバスをご利用の際は、表面にご利用日をご記入下さい。すでに有効日印字がある場合は、読み機に通す。券面の有効日を乗務員に示して下さい。有効区间外にまたがってご乗車の際は、境界停留所からの運賃が別途必要です。
- 市営地下鉄にご乗車の際は、必ず改札機をご利用ください。
- 本カードは、修学旅行以外ではご利用いただけません。
- 券面表面の「ご利用日」に日付の記入がある場合は、未使用であっても払戻しはできません。
- 破損、信号消去、紛失などに対しては、その責を負いません。

発売額 700円

有効日

### 2 京都修学旅行1dayチケット【京阪電車拡大版】

(表面)



(裏面)

#### 月 日 時刻 乗車駅 利用

##### 京都修学旅行1dayチケット(京阪電車拡大版)

- 券面表示の有効日に限り、以下の区間で回数に制限なくご利用いただけます。  
京都市バス：全線  
京都バス：京都市均一運賃区間と大原地区（ただし、季節運行路線は除く）  
京阪バス：山科・龍醜エリア及び京都市内中心部の路線（定期観光バス・京都比叡山線等一部路線を除く）  
西日本JRバス：高雄系北線（京都駅前～梅ノ尾）  
京都市営地下鉄：全線  
京阪電車：京阪線（出町柳～淀・書島～宇治）  
大津線（御陵～びわ湖浜大津・石寺～坂本比叡山口）
- 使用方法  
・京都市営地下鉄・京阪電車にご乗車の際は、必ず自動改札機をご利用ください。ただし、京阪電車大津線（一部駅を除く）、京阪バスまたは西日本JRバスを最初にご乗車される場合は、表面にご利用日をご記入の上、係員または乗務員にご提示ください。  
・バス均一運賃区間内にご乗車の際は運賃支払時に、整理券車内は乗車時と降車時に、カード読み機に本カードを入れてください。

- 券面表面の「ご利用日」に日付の記入がある場合は、未使用であっても払戻しはできません。
- 本カードは、修学旅行以外ではご利用いただけません。
- 有効区间外へ乗り越された場合は、別途運賃が必要です。
- 京阪電車の「アレミアムカード」ライナーのご利用の場合には別途料金が必要です。
- 破損、信号消去、紛失などに対しては、その責を負いません。

製造 京阪電気鉄道株式会社

備考1 乗車券として使用するために必要な事項以外については、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする